

春日井市地域包括支援センター高蔵寺運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人陽和会が開設する春日井市地域包括支援センター高蔵寺（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援者又は事業対象者が、総合事業、指定密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「総合事業等」という。）の適切な利用ができるよう、総合事業等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成、総合事業のサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。
- 2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 5 事業の実施に当たっては、春日井市、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
 - 6 上記のほか「春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成27年3月20日春日井市条例第20号。以下「基準」という。）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名称 春日井市地域包括支援センター高蔵寺
- (2) 所在地 春日井市出川町二丁目8-10

(職員の職種、員数及び職務名の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務職員、主任介護支援専門員及び当地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務を兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 保健師等 1 名以上（常勤専従職員 1 名以上）
- (3) 主任介護支援専門員 1 名以上（常勤専従職員 1 名以上）
- (4) 社会福祉士等 1 名以上（常勤専従職員 1 名以上）
- (5) 事務職員 1 名以上（常勤兼務職員 1 名以上）

2 前項第 2 号から第 4 号までに定める職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

（介護予防支援の提供方法）

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実地状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には基準に従って実施する。

（介護予防支援業務の一部の委託）

第 7 条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

- (1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施
- (2) 介護予防サービス計画（以下「計画」という。）原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 利用者に対する計画原案の説明
- (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付に係る給付管理業務
- (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- (10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとする。(当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、春日井市高蔵寺中学校区とする。

(事故発生時の対応)

第10条 センター職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市役所・支所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、「医療法人陽和会事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 事故により、利用者又は第三者に賠償するべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情への対応)

第11条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、「医療法人陽和会苦情対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、春日井市役所介護高齢福祉課若しくは国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとする。

(秘密保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 従業者であった者については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待防止のための措置)

第13条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) センターにおける虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) センターにおける虐待防止のための指針を整備すること。

(3) センターにおいて、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくこと。
- (5) センターは、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、基幹型地域包括支援センターを通じて市役所に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後3箇月以内

(2)継続研修 年1回

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人陽和会とセンター管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日より改定する。

この規定は、令和元年8月1日より改定する。

この規定は、令和2年3月16日より改定する。

この規定は、令和2年4月1日より改定する。

この規定は、令和2年6月16日より改定する。

この規定は、令和2年7月1日より改定する。

この規定は、令和4年4月1日より改定する。

この規定は、令和4年5月1日より改定する。

この規定は、令和5年2月1日より改定する。

この規定は、令和6年4月1日より改定する。

この規定は、令和7年1月16日より改定する。

この規定は、令和7年4月1日より改定する。